

東京都地方独立行政法人評価委員会・分科会・幹事会の役割分担

1. 委員会が議決を行う事務の内容 【法人の中期目標及び組織・業務の見直しに関するもの】

	内容	根拠	分類
1	設立団体の長による中期目標の作成・変更の際の意見	第25条第3項	中期目標
2	中期目標期間における業務の実績についての評価	第30条	中期目標
3	中期目標期間における業務実績の評価結果の法人及び設立団体の長に対する通知	第30条	中期目標
4	中期目標期間における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	第30条	中期目標
5	中期目標期間における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表	第30条	中期目標
6	中期目標期間の終了時に設立団体の長が所要の措置を講ずる際の意見	第31条第2項	中期目標
7	一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって設立団体の長が承認する際の意見	第40条第5項	積立金
8	重要な財産の処分をするに当たって設立団体の長が認可する際の意見	第44条第2項	重要な財産の処分

2. 分科会が議決を行う事務の内容 【法人ごとの個別性が高く、経営上迅速な対応が求められるもの】

	内容	根拠	分類
1	業務方法書に対して設立団体の長が認可する際の意見	第22条第3項	業務方法書
2	中期計画の作成・変更に対して設立団体の長が認可する際の意見	第26条第3項	中期計画
3	各事業年度における業務の実績についての評価	第28条	各事業年度評価
4	各事業年度における業務実績の評価結果の法人及び設立団体の長に対する通知	第28条	各事業年度評価
5	各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	第28条	各事業年度評価
6	各事業年度における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表	第28条	各事業年度評価
7	設立団体の長による財務諸表の承認の際の意見	第34条第3項	財務諸表
8	中期計画で定める剰余金の使途に剰余利益を充当するに当たって設立団体の長が承認する際の意見	第40条第5項	剰余利益
9	限度額を超えて短期借入をするに当たって設立団体の長が認可する際の意見	第41条第4項	短期借入
10	短期借入の借換に当たって設立団体の長が認可する際の意見	第41条第4項	短期借入
11	特定・一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する設立団体の長に対する意見の申出	第49条第2項/第56条第1項	役員報酬等支給基準

3. 幹事会が処理する事務の内容 【総合調整的な事務であるもの】

	内容	根拠	分類
1	一元的な評価等を実施するための指針の策定	規則又は要綱	総合調整
2	評価結果(評価・法人への勧告・結果の公表等)に対する評価指針等に基づく助言	規則又は要綱	総合調整